＜ホームページ公表＞

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和６年(2024 年) 7 月 18 日（木）

北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 50 条第１項に基づき、指定障害福祉サービス事業者に対して、下記のとおり行政処分を行う。

記

１　対象事業者

名　　称	代　表　者	所　在　地
株式会社　スマイルサポートゆたか	代表取締役　佐藤　富美男	北見市東陵町 140 番地 27

２　対象事業所

名　称	所在地	サービスの種類	指定年月日
デイサービス彩雲	北見市公園町 113 番地８	生活介護(※)	令和４年(2022 年) ９月１日

※　主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うもの

３　処分内容

処分内容	指定取消し年月日
指定取消し	令和６年(2024 年) ７月 18 日

４　取消しの理由

(1) 利用者にサービスを提供した際、サービス提供実績記録票に本人の確認を受けなければならないが、管理者はその確認を受けることなく利用者の印鑑を無断で使用し、当該記録表に押印していた。

(2) 利用者にサービスを提供した際、所定の介護給付費を市町村に請求できるが、サービスの提供のない日に利用したように支援記録及びサービス提供実績記録票を作成し、市町村に請求していた。

(3) 市町村から事業者がサービス提供に係る介護給付費の支給を受けた際、事業者は利用者に対し当該支給額を通知しなければならないが、これを通知していなかった。